

住宅耐震化等工事費補助金の詳細

都市整備部 建築指導課

1 住宅耐震化等工事費補助金(住宅耐震化促進事業)の目的

建築物の耐震性については、昭和 56 年に建築基準法の改正により耐震に関する基準が強化されたが、平成7年(1995 年)に発生した阪神・淡路大震災ではそれ以前の基準で建てられた建築物に多くの被害が見られた。

本事業ではこの教訓を踏まえ、今後高い確率で発生が予想される南海トラフ地震等の被害から市民の安全を守るため、住宅の耐震診断や耐震改修を行おうとする所有者に対して補助を行う。

2 住宅耐震化等工事費補助金の詳細(令和4年度実施予定の件数及び金額)

○耐震改修計画策定費補助

耐震改修を行うための耐震診断、改修設計の業務費用に対する補助。

- ・戸建住宅 20 戸 (4,000,000 円)
- ・長屋・共同住宅 9 戸 (1,080,000 円)
- ・大規模マンション 3 棟 (28,407,000 円)

○耐震改修工事費補助

耐震基準を満たすために行う改修工事の費用に対する補助。

- ・戸建住宅 20 戸 (20,000,000 円)

○簡易耐震改修工事費補助

耐震性能を改善(概ね耐震基準の7割)するために行う改修工事の費用に対する補助。

- ・戸建住宅 1 戸 (500,000 円)

○屋根軽量化工事費補助

屋根全体を非常に重い屋根(土葺瓦)を軽いものに軽量化する費用に対する補助。

- ・戸建住宅 1 戸 (500,000 円)

○シェルター型工事費補助

住宅が倒壊しても居室内の安全を確保する耐震シェルターを設置する費用に対する補助。

- ・戸建住宅 1 戸 (500,000 円)

○防災ベッド設置費補助

住宅が倒壊しても安全な空間を確保する防災ベッドを設置する費用に対する補助。

- ・戸建住宅 5 戸 (500,000 円)

3 事業の目標

住宅の耐震化率の目標(指標) 97%(令和7年度)

(参考) 令和2年度末時点の住宅の耐震化率 92.8%